

土木学会四国支部地域貢献事業規程

総務部門 (平成21年9月2日承認)
財務・経理部門 (平成21年8月28日承認)

(総 則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき四国支部（以下「本支部」という。）が実施する地域貢献事業（以下「本事業」という。）に適用する。

(目 的)

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材の育成及び地域の安全・安心の確保に係る活動の支援を目的とする。

(事 業)

第3条 第2条の目的を達成するため、定款第5条第3号に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる事業への支援を実施する。

- (1) 定款第5条第3号に規定する事業のうち、優秀学生表彰
- (2) 定款第5条第3号に規定する事業のうち、緊急災害調査活動

(事業の原資)

第4条 本事業は、別途「土木学会四国支部地域貢献事業に係る資金に関する内規」に定める「四国支部地域貢献資金」を原資として行う。

(運 営)

第5条 本事業の運営の方法等については、別途、「土木学会四国支部地域貢献事業運営委員会内規」で定める。

付 則

この規程は、理事会の承認を得て、変更することができる。

付 則

この規程は平成21年9月11日から実施する。